

市長に対する退職手当の支給に関する条例の適用関係について（適用条文説明）

期 間	市長等の退職手当に関する条例関係	枚方市職員の退職手当に関する条例関係
平成7年6月29日まで 〔資料番号①〕		<p>枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第38号）適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例適用対象者（第1条及び第2条） <ul style="list-style-type: none"> 本市の常勤職員 ※ 水道局職員及び単純労務職員並びに市長、助役（現副市長）等を含む。 ※ 第7条の4第1項ただし書参照 <ul style="list-style-type: none"> 「ただし、市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員については、この限りでない。」 → 市長等が条例の適用対象者となっていることから、除外規定を設定 ○退職手当の返納の根拠規定（第12条の2）
平成7年6月30日～ 〔資料番号③〕	<p>市長等の退職手当に関する条例（平成7枚方市条例第7号）適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例適用対象者（第1条） <ul style="list-style-type: none"> 本市の市長、助役、収入役、水道事業管理者及び常勤監査委員 ○退職手当の返納の根拠規定（第4条） <ul style="list-style-type: none"> この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。 → 枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の2（退職手当の返納）を準用 	<p>〔参考〕・・・〔資料番号②〕</p> <p>枚方市職員の退職手当に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例適用対象者（第1条） <ul style="list-style-type: none"> 「職員」 → 「一般の職員」に改正 ○勤続期間の計算の特例（第7条の4第1項） <ul style="list-style-type: none"> 第7条の4第1項ただし書（「ただし、市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員については、この限りではない。」）を削除
平成9年9月25日～ 〔資料番号④〕	<p>市長等の退職手当に関する条例（平成7枚方市条例第7号）適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例適用対象者（第1条） <ul style="list-style-type: none"> 本市の市長、助役、収入役、水道事業管理者及び常勤監査委員 ○退職手当の返納の根拠規定（第4条） <ul style="list-style-type: none"> この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。 → 枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3（退職手当の返納）を準用 ※ 退職手当の支給の一時差止め規定（第12条の2）の追加により、第12条の3に条ずれ 	

平成19年8月21日 ～平成19年12月27日 〔資料番号⑤〕	<p>市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例(平成19枚方市条例第29号)適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例適用対象者 本市の市長 ○退職手当の返納の根拠規定(第3条) 	
平成19年12月28日～ 〔資料番号⑥〕	<p>市長等の退職手当に関する条例(平成7枚方市条例第7号)適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例適用対象者(第1条) 本市の市長、副市長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤監査委員 ○退職手当の返納の根拠規定(第6条) ※ 支給方法に関する規定(第4条)は、第7条に条づれ 	
平成22年3月11日～ 〔資料番号⑦〕	<p>市長等の退職手当に関する条例(平成7枚方市条例第7号)適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例適用対象者(第1条) 本市の市長、副市長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤監査委員 ○退職手当の返納の根拠規定(第6条) ○支給方法(第7条) この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。 → 退職手当審査会への諮問規定(第18条)〔追加〕 	